

令和5年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年6月13日

湯沢市農業委員会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年6月13日(火)午後3時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時12分

閉会 午後4時13分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

18名中18名出席

(午後3時12分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	高山 善樹
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第3号 第16回運営委員会の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）
 - (4) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第15号 非農地証明願いについて

	議 事
議 長	<p>開会宣言 午後3時12分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、5番 佐藤 昇 委員、6番 宮原 正明 委員の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p> <p>(大野事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>大野事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>

議長	<p>(10番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p> <p>10番 加藤 エリ子 委員。</p> <p>(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議長	<p>報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第3号 第16回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議長	<p>(18番 高橋 敬悦 会長職務代理者、挙手)</p> <p>18番 高橋 敬悦 会長職務代理者。</p> <p>(第16回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議長	<p>報告第3号 第16回運営委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は9件で、面積は39,590㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが1件、耕作者死亡のためが5件、所有者の都合によるものが2件、貸人の都合によるものが1件となっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は938㎡であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に、3 農地法第43条第1項の規定による届出であります。場所は湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡のうち181.44㎡であります。届出の事由は、経営拡張のため農産物栽培高度化施設である菌床しいたけ栽培用ビニールハウス1棟を増設し、その底面に砂利を敷設するためであります。</p>

	<p>次に、4 申請許可状況であります。先月の転用案件は3件で、3件とも秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、5月16日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p>
議長	<p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年6月13日提出。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。賃貸借権設定は2件、面積は7,766㎡であります。申請事由は、申請番号第5号、6号ともに高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書6ページから8ページをご覧ください。所有権移転は8件、面積は3,564㎡であります。申請事由は、申請番号第8号は病気等による労力不足、申請番号第9号、11号、15号は経営縮小のため、申請番号第10号、12号、13号は農業廃止のため、申請番号第14号は高齢による経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問はないようですが、暫時休憩します。(午後3時27分)</p> <p>再開します。(午後3時28分)</p>
議長	<p>質問がありませんので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員挙手。議案第10号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第11号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	高山班長。
高山班長	<p>議案第11号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます。)第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年6月13日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書10ページの利用権設定 整理番号 第75号は 2番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 第75号を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後3時29分)</p>
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第75号は、使用貸借権の新規設定で、面積は2,500㎡であります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第75号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後3時30分)</p>
議長	<p>次に、議案第11号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書10ページから17ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が25件、使用貸借権が2件、面積は167,684.67㎡であります。新規の設定が20件、再設定が7件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第11号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第12号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第12号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の</p>

<p>議長</p>	<p>規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年6月13日提出。説明は以上です。</p> <p>ここで、議案書19ページの集積計画整理番号(転貸人へ)第20号及び集積計画整理番号(転借人へ)第24号は、18番高橋敬悦委員に関する案件、議案書19ページから20ページの集積計画整理番号(転貸人へ)第15号、16号及び集積計画整理番号(転借人へ)第21号の一部が16番佐藤栄子委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは集積計画整理番号(転貸人へ)第20号及び集積計画整理番号(転借人へ)第24号を審議しますので、18番高橋敬悦委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後3時33分)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案書19ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第20号は、面積は5,079㎡で、貸付理由は経営縮小によるものであります。利用集積計画整理番号(転借人へ)第24号は、経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第20号及び集積計画整理番号(転借人へ)第24号を計画のとおり決定することといたします。退席者</p>

	<p>の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 3 時35分)</p>
議 長	<p>次に、集積計画整理番号（転貸人へ）第15号、16号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第21号の一部を審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後 3 時35分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書19ページから20ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第15号は、面積が17,050㎡、第16号は、面積が19,435㎡で、第15号、16号ともに貸付理由は農業廃止のためであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第21号の一部は、経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第15号、16号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第21号の一部 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後 3 時37分)</p>
議 長	<p>次に、議案第12号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書20ページから21ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、利用集積計画整理番号(転貸人へ)が7件、面積は20,066㎡であります。貸付理由は第11号、13号は農業廃止のため、第12号、14号、17号、18号、19号は経営縮小となっております。利用集積計画整理番号(転借人へ)は、第21号の一部、22号、23号の3件で、すべて経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
2 番	議案書21ページ、整理番号23の株式会社KAMUROは新しくできた法人か。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	株式会社KAMUROにつきましては、令和4年8月30日に新たに設立された法人で、設立時点では経営面積はありませんが、ねぎとイチゴを主体に農業経営規模の拡大をしていく計画のようです。
議 長	暫時休憩します。(午後3時39分)
議 長	再開します。(午後3時45分)
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、農地利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第12号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。


議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和5年6月13日提出。</p> <p>議案書23ページから24ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は4件、面積は12,900㎡であります。促進計画案整理番号第8号が使用貸借権の移転、第9号、10号、11号が賃貸借権の移転であります。移転事由はすべて、移転する者は経営縮小、移転を受ける者は経営拡張であります。県の公告は令和5年7月28日となっております。</p> <p>なお、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、これまでの「農用地利用配分計画」が廃止され、令和5年4月からは、改正法に基づき「農用地利用集積等促進計画」を定め、農地中間管理機構・県農業公社からの農用地の貸付け等が行われることとなります。</p> <p>また、改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項で、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画に定めるべき事項・計画案を示し、促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請できることが規定されたことから、本市における促進計画での県農業公社からの貸付け等は、市農林課や県農業公社と協議等を行い、当面、農業委員会が促進計画の策定を県農業公社に対し要請する方法により取扱うこととしております。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
3 番	移転する者の いんないファーム が関わっている上院内地区のほ場整備事業がまもなく始まるが、申請土地は事業対象農地に入っていないか。
17 番	基盤整備を行う場所とは別の場所なので入っていないと思われる。
議 長	暫時休憩します。(午後3時49分)
議 長	再開します。(午後3時55分)
議 長	他に質問はありませんか。
4 番	県農業公社を通すと10年の貸借期間が一般的だが、議案書記載の貸借期間が短いのはどうしてか。


	<p>畑に隣接しています。農地区分は、農業振興地域・農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出により、用途区分が農用地から農業施設用地に変更されております。事業計画は、造成工事等を行わず、建築面積■■■■㎡の農作業用物置1棟の建築と、通路その他■■■■㎡を整備するものです。事業費については、用地取得費■■■■円、整地経費■■■■円、建物建設経費■■■■円、設計費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、計■■■■円であります。資金計画は自己資金となっており、預金通帳の写しで確認しております。被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、農用地区域内の農地ですが、農業生産のための施設の整備が目的であり、農地法第5条第2項ただし書きに該当することから、許可相当と判断します。</p> <p>なお、本転用案件については、転用に係る面積が30a以下の案件であり、転用目的が農業用施設でありますので、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、許可相当と決定した場合は、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p> <p>2番 伊藤 秀郎 委員。</p>
2 番	<p>議案第14号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5月26日、3番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第14号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
8 番	<p>付属資料14ページの申請地の見取案内図について、線が薄く申請地の場所がどこにあるのか分かりませんので、今後は詳しい場所が分かる資料となるよう事務局にお願いします。</p>
議 長	<p>事務局には、内容がちゃんと分かるように資料の作成をお願いします。</p>

		<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第1号の申請地は原野の状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上ですが、付け加えて話をしますと、堤防を作った際に川側の土地は国有地化してくれれば良かったのですが、民有地のままとっているものが皆瀬川にも多くあり、大水が出るとここのように護岸が作られ、その工事の際にブルドーザーでならされるため、その場所は何にも使えなくなり原野になっているほか、アカシアなどがたくさん自生し大きくなってしまっている場所もあり、申請地付近は何にも使えないなというふうに見てまいりました。そういう場所が皆瀬川流域にたくさんあります。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。(午後4時06分)</p>
議	長	<p>再開します。(午後4時12分)</p>
議	長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第15号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議	長	<p>質問なしの声がありますので、議案第15号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第15号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後4時13分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年6月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 5番 佐藤昇 

署名委員 6番 宮原正明 